

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の 一部改正に関する意見募集の結果について

茨城県では、盛土規制法の運用開始に合わせて、残土条例と盛土規制法の規制内容が一部重複する部分等を整理するとともに、不法・危険な盛土の発生を防止する新たな制度（登録ストックヤード制度）創設等を踏まえ、表記条例の改正骨子案を作成し、広く県民の皆様からご意見を募集しました。

この度、お寄せいただきましたご意見の概要及びそれらに対する県の考え方について、以下のとおり公表いたします。なお、お寄せいただきましたご意見は、取りまとめの都合上、趣旨を要約・補足させていただいておりますのでご了承ください。

ご意見につきましては、残土条例改正案を作成する上で参考とさせていただきます。今回、ご意見いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。ご協力ありがとうございました。

1 募集期間

令和6年(2024年)9月20日(金)～令和6年(2024年)10月21日(月)

2 意見募集時の公表資料

- (1) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正について
- (2) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（現行条例）

3 資料の閲覧方法

- (1) インターネット

茨城県ホームページ掲載

- (2) 資料閲覧場所

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 14 階）

行政情報センター（水戸市笠原町 978-6 県庁舎 3 階）

県北県民センター県民福祉課（常陸太田市山下町 4119 常陸太田合同庁舎内）

鹿行県民センター県民福祉課（鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎内）

県南県民センター県民福祉課（土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎内）

県西県民センター県民福祉課（筑西市二木成 615 筑西合同庁舎内）

茨城県立図書館（水戸市三の丸 1-5-38）

4 ご意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

5 意見数

意見者数：1名（個人）

延べ意見数：5件

6 意見の概要及び県の考え方

別紙のとおり

7 問合せ先

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課不法投棄対策室

TEL：029-301-3033 FAX：029-301-3021

E-mail：haitai3@pref.ibaraki.lg.jp

番号	意見該当箇所	意見の概要	県の考え方
1	県の許可対象面積の引下げ	県残土条例の下限値を下げることは非常に良いと思います。	ご意見ありがとうございます。引き続き県民の皆様の生活環境の保全に努めてまいります。
2	その他	責任の押し付け合いとならないような体制を構築すべきと思うが、どのような連絡体制とっているか。	現在、不適正事案につきましては、初期の段階から警察や市町村など関係機関と緊密に連携して、対応するなどの体制をとっております。今後も、関係機関との更なる連携強化に努め、決して「捨て得」とならない、厳格な対応を図ることにより、「茨城は捨てづらい」環境づくりを進めてまいります。
3	その他	悪質事業者について警察の早期介入体制を構築すべき。	
4	その他	不適正残土の運搬事業者への取り締まりを強化すべく、県職員に捜査権を持たせるなど柔軟な組織体制を構築すべきではないか。	
5	その他	適用除外となる法令事業の見直しの必要があるのではないか。	県残土条例で適用除外としている他法令に基づく土地の埋立て等については、当該法令の規制により県残土条例の目的を達成しているため、重ねて、規制する必要はないと考えております。